

## 平成29年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成29年4月1日から平成29年9月30日までの随意契約

### 【政策企画部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	BIMMS(保全マネジメントシステム)に係る契約	平成29年4月1日	一般財団法人 建築保全センター	東京都中央区新川一丁目24番8号	単価契約 (年間見込額) 1,454,760円	本システムについては、国土交通省及び都道府県及び政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受け当該事業者が開発したシステムであり、国土交通省をはじめとする多くの官公庁で導入されている。国の方向性等を踏まえ、本市の施設保全に係る情報管理を行うためには本システムの導入が不可欠であり、システム開発者である当該事業者以外に提供できる事業者が見込めないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	平成29年度 八尾市立地適正化計画改訂等支援業務	平成29年5月22日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号	3,996,000円	当該業務は、本市の公共施設マネジメントに関する知識から現在の立地適正化計画までの本市の取組みやその中身を熟知している必要があり、また、昨年度当該事業者が受託した「八尾市立地適正化計画支援業務」との継続性、関連性が高いことから、今年度改めて一般競争入札に付すことは不利になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	平成29年度 行政評価システム機能改修業務	平成29年6月7日	株式会社内田洋行 大阪支店	大阪府大阪市中央区和泉町2丁目2番2号	820,800円	当該業務は既存システムに熟知している必要があり、現行システムの開発元である当該事業者でなければ、適切な業務の履行及び成果物の高品質化を図ることができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	(仮称)八尾市PPP/PFI手法導入優先的検討規程(案)策定支援等業務	平成29年7月12日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号	1,998,000円	当該業務は、PPP/PFIという業務の専門性に加え、本市の立地や経済的な状況を踏まえた事業成立可能性の検討等、一定程度以上の見識の有無を見極める必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	八尾市シティプロモーション等推進支援業務	平成29年9月8日	日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社	大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4号 大阪駅前第4ビル12階	5,994,000円	当該業務は、本市の特色を活かし若い世代の視点によるまちの魅力向上を図り、シティプロモーションとして広く内外に発信することにより、定住志向の高まりと若者に選ばれるまちづくりを進めることを目的としており、各関係機関との調整や、具体的なイベント開催に向けた企画・当日のイベント運営業務など、一定程度以上の見識をもつ業者を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
女性活躍推進プロジェクトチーム	「平成29年度 女性活躍の推進に係る啓発イベント」企画・運営等業務	平成29年8月25日	特定非営利活動法人 ファザリング・ジャパン関西	兵庫県宝塚市仁川北2丁目1番8-101号	1,498,062円	当該業務は、多様な女性の働き方や男性の意識改革を促進するための重要性を認識し、事業を効率的かつ効果的に実施し、イベント終了後も持続的な事業効果を生むことが期待できる事業者を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成29年4月1日	株式会社 時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	648,000円	当該サービス(25ライセンス)は行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同種同様のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成29年4月1日	中西 清	高槻市千代田町14番8号	7,920,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36第1項で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課 (情報システム室)	簡易言語ソフトウェア(EASYTRIEVE PLUS)の使用許諾契約	平成29年4月1日	日本CA株式会社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	1,213,056円	本ソフト(EASYTRIEVE PLUS)は、本相手方が作成したソフトであり、賃貸借契約も代理店等を介さず、当該事業者のみが直接取り扱っているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	マシン室無停電電源設備保守点検業務委託契約	平成29年4月1日	富士電機株式会社関西支社	大阪市福島区鷺洲一丁目11番19号	748,440円	機器の製造元であり、本機器について高度の知識を持つ専門技術員を有する唯一の業者であり、保守点検を任せるに最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	大阪版自治体情報セキュリティクラウド利用契約	平成29年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	7,384,608円	当該サービスについては、大阪府が構築、導入したものを府下市町村が利用する形となっており、大阪府において総合評価落札方式により業者決定の上、本市が参加意向を行っていることから、当該サービスを利用するにあたり構築及び運用業者である株式会社ケイ・オプティコム以外とは契約できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	番号連携サーバ運用保守業務委託契約	平成29年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	9,239,700円	番号連携サーバは、中間サーバと各業務システムとの間でデータ連携を行うための様々な変換、調整を行っており、そのためのパッケージソフトウェアについては、構築業者である富士通株式会社が開発し、導入しているものであることから、運用保守についても開発業者である同社以外には対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	地域イントラネット保守業務委託契約	平成29年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	15,110,777円	本業務は、既に構築された稼働中のネットワークである地域イントラネットの運用保守業務であり、当該ネットワークの仕様に精通した者でなければ遂行できない。本契約相手方は、平成21年度の入札で決定して以降、ネットワーク調査等を通じて設定作業等を熟知しており、現時点において安定運用に資することのできる事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	財務会計システム保守業務委託契約	平成29年4月1日	ジャパンシステム株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目22番1号	2,798,807円	当該保守業務については、機器の導入及び過去5年の保守も含めてジャパンシステム株式会社が受託しており、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	庁内ITネットワーク保守業務委託契約	平成29年4月1日	エヌ・ティ・ティ・インテリジェント企画開発株式会社西日本支店	大阪市西区土佐堀一丁目4番14号	10,121,760円	本ネットワークについては全体を見直し、運用管理を一元化する方向で検討を進めており、今年度入札を実施した後新たに運用を開始する予定となっている。この間の業務実施にあたっては、当該オペレーション業務に習熟し、適切に委託業務を処理できる業者が当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	セキュリティ対策ソフトウェア保守業務委託契約	平成29年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	816,480円	本システムは、契約相手方によりカスタマイズされたシステムであり、保守が可能な唯一の業者であり、当該事業者と契約することが、本市にとって最も適切であると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	光ファイバの賃貸借に関する契約	平成29年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	16,770,240円	今年度において地域イントラネットを含む庁外回線全体について入札による提供者の選定を予定しているが、その間新たに他の業者と契約することは、現在の光ファイバ網を放棄することとなる。新たに光ファイバ網を構築することとなり、莫大な費用が発生するため、現在の光ファイバ網を使用するためには、構築先であるケイ・オプティコム株式会社が唯一の契約先となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	イーサネットVPNサービス利用契約	平成29年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,088,640円	接続する回線は高度のセキュリティが求められるため、既に接続している自動交付機と本庁を結ぶIP-VPN回線を使用することでセキュリティを確保しつつ安価に導入することができる。よって、同回線を提供する当該業者と契約することが最も有益と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	高速プリンタ等一式の賃貸借契約	平成29年4月1日	株式会社JECC	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	10,944,720円	本契約の対象機器である高速プリンタは、平成25年度に導入し、コンビニ収納用納入通知書等の様々な帳票出力に利用している。各帳票の出力にあたっては、本プリンタにおける帳票出力カ・バーコード読み取りテストなど多数のテスト工程を経ていることから、早期に機器を入れ替えることは、それらに対応する帳票の調整やテスト等を改めて行う必要があり、また印字ズレ等による誤出力のリスクも伴うため、現行機種の契約相手方である当該事業者と契約することが本市にとって最も有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	住民基本台帳関係システム(共通基盤関連ハードウェア)運用保守業務委託契約	平成29年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	1,555,200円	当該保守業務については、機器の導入及び過去5年の保守も含めて当該業者が受託しており、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	住民基本台帳関係システム(共通基盤関連ソフトウェア)運用保守業務委託契約	平成29年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	1,097,712円	保守対象のソフトウェアは契約相手方が作成したパッケージソフトウェアであり、障害対応やメンテナンスはソフトウェア内部の情報を知る契約相手方にしかできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	自治体情報セキュリティ強化対策機器等一式保守業務委託契約	平成29年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	3,304,800円	当該機器等一式については、平成28年度において一般競争入札により落札した扶桑電通株式会社と導入委託契約を締結しており、設計、構築、設定等全て実施していることから、保守についても現環境を熟知している当社に委託することが最も適切であると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	平成29年度番号制度対応業務委託契約	平成29年6月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	7,020,000円	番号連携サーバは、中間サーバと各業務システムとの間でデータ連携を行うための様々な変換、調整を行っており、そのためのパッケージソフトウェアについては、構築業者である富士通株式会社が開発し、導入しているものであることから、運用保守についても開発業者である同社以外には対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	財務会計システム更新業務委託契約	平成29年7月14日	ジャパンシステム株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目22番1号	15,523,920円	現行システムのバージョンアップ対応による更新対応であることから、現行システムの開発保守業者以外では対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	共通基盤システム・住民基本台帳システム移行業務委託契約	平成29年8月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	107,188,920円	現行システムのデータセンターへの移行による更新対応であることから、現行システムの開発保守業者以外では対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	税関係システム、障がい福祉・福祉医療システム移行業務委託契約	平成29年8月10日	株式会社アイネス関西支社	大阪市中央区本町二丁目5番7号	58,430,700円	現行システムのデータセンターへの移行による更新対応であることから、現行システムの開発保守業者以外では対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)